

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

なし

② 満期保有目的以外の有価証券

なし

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの

なし

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

水道事業会計における貯蔵品については、個別法による原価法により評価を行っております。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）・・・・・・・・・・定額法

なお、耐用年数は原則として、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に従っており、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8年～50年
工作物	6年～75年
物品	3年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）・・・・・・・・・・定額法

ソフトウェアについては、当町における見込み利用期間（5年）に基づく定額法によっています。

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

なし

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により又は個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対して退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち田上町へ按分される額を加算した額を控除した額を加算して計上しています。

④ 損失補償等引当金

なし

⑤ 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物を資金の範囲としています。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払を含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品およびソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価額が50万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、有形固定資産のうち、償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことになると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出として計上しています。

なお、区分が不明な場合は、金額が60万円未満であるときに修繕費として処理しています。

③ 無償で取得した資産の評価方法

寄附等により無償で取得した資産については、再調達原価により評価しています。

④ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、水道事業会計については税抜方式によっています。

⑤ 会計間の相殺消去

会計間の繰入繰出額及び債権債務額を相殺消去した金額で表示しています。

2 重要な会計方針の変更等

なし

3 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃
なし
- (2) 組織・機構の大幅な変更
なし
- (3) 地方財政制度の大幅な改正
なし
- (4) 重要な災害等の発生
なし
- (5) その他の重要な後発事象
なし

4 偶発債務

- (1) 保証債務及び損失保証債務負担の状況
他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、補償を行っています。
会計年度末において現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるものは、次のとおりです。
 - ・ 県央土地開発公社田上町事務所 968, 100 千円
- (2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
なし
- (3) その他の重要な偶発債務
なし

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 全体財務書類の対象範囲は次のとおりです。

- ・一般会計
- ・訪問看護事業特別会計
- ・下水道事業特別会計
- ・集落排水事業特別会計
- ・国民健康保険特別会計
- ・後期高齢者医療特別会計
- ・介護保険事業特別会計
- ・水道事業会計

② 財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間（令和4年4月1日～5月31日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で出納整理期間に現金の受払があった場合は、現金の受払等が終了したものと調整しています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。